

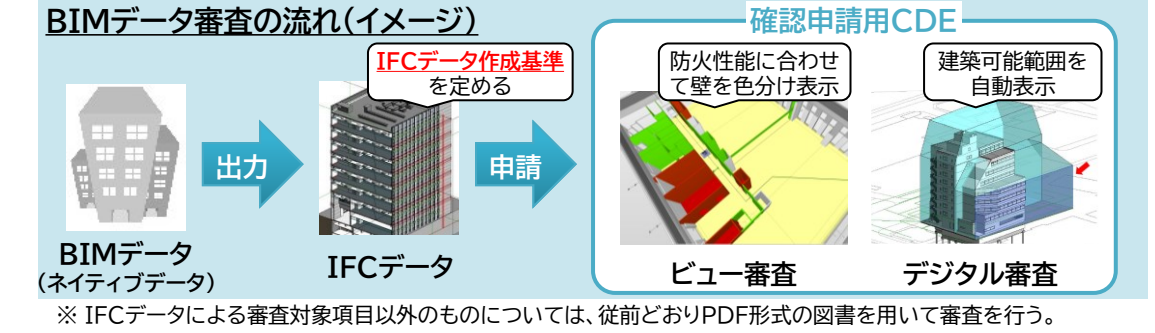
- 「BIMデータ審査」(2029年春導入予定)は、2026年4月に開始した「BIM図面審査」とは異なる**新たな仕組み**となることが想定される。
- このため、**設計者、審査者、BIMソフトウェアベンダーなどの関係主体**が一定の共通認識のもと、**協働して検討・準備や開発を進める必要がある**。
- 本基本構想では、目指すべきBIMデータ審査の姿を示すとともに、その実現に向けた基本方針や関係者の役割分担等を示す。

BIMデータ審査導入及び普及の社会的意義

- BIMは、建築設計に用いるだけのものではなく、**デジタル化された情報が蓄積される、建築物のライフサイクルを通じた情報プラットフォーム**
- 審査に必要な情報の**最適な方法での表示やプログラム・AIの活用**による**審査の効率化・高品質化**
- 建築物情報の蓄積・流通が容易となり、**建築設計のさらなる高品質化・高度化や他分野と連携した新たなサービスの創出、政策の高度化**
- 正規化されたBIMモデルが生成され、**BIMを使った様々なツールの開発や維持管理を含めたライフサイクルにおけるBIM活用の円滑化**

目指すべきBIMデータ審査の姿

- BIMデータ審査とは「確認申請のデジタル化」であり、審査の対象は**IFCデータそのもの**
- IFCデータを用いて、審査事項に適した方法で表示した**ビュー審査**と、審査を補助する**プログラムやAIを用いたデジタル審査**による建築確認



IFCデータ作成基準(イメージ)

<形状情報>
設計・審査の実態に合わせ、建築物の形状・構成が分かる程度の最低限必要な内容を定め、幅広い表現を許容

<属性情報>
審査に幅広く活用するため、入力基準として審査に必要な事項及びその入力ルールを網羅的に規定

簡素な外壁モデル

詳細な外壁モデル

いずれも許容

※審査事項に応じた法適合性についての設計者の考え方を円滑に伝達するため、規制内容等を表現したモデル(法規モデル)の作成も想定

斜線制限モデルのイメージ

BIMデータ審査導入に向けた確認審査・検査方法の検討

- 審査項目は、入力に係る負担と効果のバランスを考慮して**優先的に検討する項目**を選定(順次、審査対象項目を追加予定)

2029年春開始を目指す審査項目の一覧(優先的に検討するもの)

条項	内容	条項	内容
28条	居室の採光・換気	53条の2	建築物の敷地面積 ※許可を除く
35条	排煙設備(令第5章第3節) 非常用の照明装置(令第5章第4節)	54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離
35条の2	内装制限	55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度 ※許可を除く
36条	防火区画(令第112条)	56条	建築物の各部分の高さ ※天空率を除く
52条	容積率 ※許可を除く		
53条	建蔽率 ※許可を除く		

※ 審査TFのもとに設置されるWGでの検討の結果、今後、変更があり得る。
※ 構造・省エネ適判、消防同意等への制度開始時からの実装については今後協議

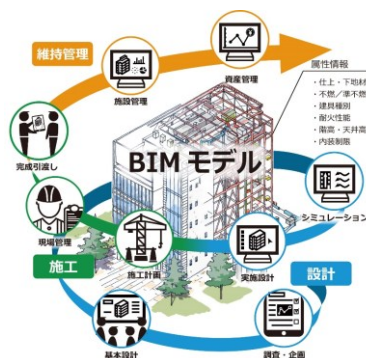
- <市場におけるアドオンソフトウェアの開発>
- 確認申請用CDEにおいて、将来的に審査の補助を行うプログラムの拡充を想定
 - 設計者によるIFCモデル作成を支援するため、ソフトウェアベンダーにおいて、以下の開発が望まれる。
 - IFCデータ作成基準への適合性を確保したIFC出力機能
 - BIMソフトウェアで作成したBIMモデルの法適法性を確認する機能

BIMデータ審査導入及び普及の意義

BIMデータ審査の導入及びその普及により、発注者、設計者・監理者及び審査者・検査者それぞれにおいて、次のような計画策定・審査の高品質化・効率化が見込まれるほか、社会的意義が存在

発注者

- 審査への適合性の事前確認が容易になり、**確認検査における手戻りの削減・期間短縮**に期待
- BIMデータ審査の普及により、BIMデータが正規化され、活用しやすくなることで、
- プロジェクト全体の**情報連携の高度化、効率化が促進**。特に、ライフサイクルカーボンの算定等においてBIMを中心とした情報連携は必須に
- 維持管理・運用情報のデジタル化等を通じたより精緻な不動産評価、物流等他分野のデジタルサービスとの連携等、**高度にデジタル化された社会への参画**が可能に



設計者・監理者

- 設計情報を一定のルールに従い入力することで、**図面表現や図面間の整合性を確保する手間から解放**される
- 設計情報のデジタル化により、AI等による法適合判定等の支援ツール活用の精度が高まり、設計段階における「法規制に係るプレチェック」が効率化され、**設計品質が向上**
- 確認申請の審査プロセスにおける審査者との**円滑な情報共有・意思疎通の確保が可能**に

設備空調ダクト区画貫通部処理状況
チェック(赤色部は防火ダンパー未設置)



審査者・検査者

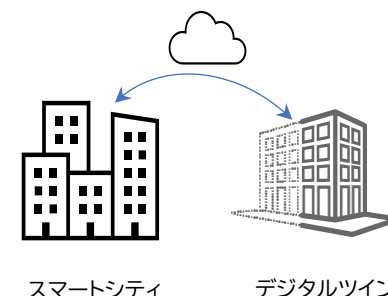
- IFCデータそのものが審査の対象となることで、**図書間の整合性の確認が不要**に
- 作成基準に適合したIFCデータとして一定の品質が確保されることで、**審査の効率化・均質化**
- 審査事項に適した表示を行うビュー審査と、審査を補助するプログラムを用いたデジタル審査(AIによる審査補助を含む。)による、**審査の効率化・高品質化**

防火区画の法適合判定プログラム
区画面積チェック、区画壁や扉の性能チェック



社会

- 建築物情報の蓄積・流通が容易となるとともに、3次元都市モデル等とのデジタル情報の連携が可能になる。
これにより、情報の二次利用を通じた**建築設計のさらなる高品質化・高度化**や他分野と連携した**新たなサービスの創出、政策の高度化**をもたらす。
- BIMモデルが正規化されることで、設計段階で作成されたデータが施工や維持管理の段階においても活用しやすくなる。
これにより、**BIMデータを活用した様々なツールの開発が促される**ことが期待され、建築物のライフサイクルにおけるBIM活用の円滑化が見込まれる。



(参考)建築BIM推進会議について

- 官民が一体となってBIMの推進を図るため、国土交通省において建築BIM推進会議を設置
- 部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）を設置し、社会実装を加速化

建築BIM推進会議

〔参加者〕 建築物の設計、施工、維持管理などに係る省内関係部署、民間関係団体、学識、国土技術政策総合研究所、建築研究所 等

部会①

国土交通省

BIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備

戦略WG

各TFの進捗管理、部会①の部会長への報告

審査TF

〔 BIMによる建築確認の環境整備 〕

標準化TF

〔 データ連携環境の整備 〕

一般財団法人
建築行政情報
センター(ICBA)

BIMを活用した確認
検査の運営支援

部会②

BIM標準情報活用
協会
(BIMSIA)

BIMの形状と属性情
報の標準化

部会⑤

building SMART
Japan

BIMの情報共有基盤
の整備

部会③

建築確認における
BIM活用推進
協議会

BIMを活用した確認
検査の実施

部会④

日本建築積算
協会

BIMによる積算の
標準化